

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年5月27日(2010.5.27)

【公開番号】特開2009-130468(P2009-130468A)

【公開日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2007-300995(P2007-300995)

【国際特許分類】

H 04 B 1/38 (2006.01)

H 01 Q 1/24 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 B 1/38

H 01 Q 1/24 Z

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月9日(2010.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アンテナを収容する第1の筐体と、前記第1の筐体と少なくとも開閉可能に連結される第2の筐体と、を有する無線通信装置において、

少なくとも前記アンテナと電気的に導通し、前記第1の筐体に配置される導電性の第1の容量結合部材と、

前記第2の筐体に配置され、前記第1の容量結合部材と容量結合する導電性の第2の容量結合部材と、を備え、

前記第1の容量結合部材と前記第2の容量結合部材とは、少なくとも前記第1の筐体と前記第2の筐体とが開状態のときに、互いに対向するように配置される、

ことを特徴とする無線通信装置。

【請求項2】

前記第1の筐体に配置され、少なくとも前記アンテナと電気的に導通する第1の導電部材と、

前記第2の筐体に配置され、前記第1の筐体からの配線が接地する第2の導電部材と、をさらに備え、

前記第1の容量結合部材は、前記第1の導電部材と導通するよう前記第1の筐体に配置され、

前記第2の容量結合部材は、前記第2の導電部材と導通するよう前記第2の筐体に配置される、

ことを特徴とする請求項1に記載の無線通信装置。

【請求項3】

前記第2の容量結合部材は、前記第1の筐体と前記第2の筐体とを開閉可能に連結するために前記第2の筐体に構成された導電性の連結部材によって構成される、

ことを特徴とする請求項1または2に記載の無線通信装置。

【請求項4】

前記第2の導電部材は、前記第2の容量結合部材と電気的に導通するよう前記第2の筐体に配置される、

ことを特徴とする請求項2または3に記載の無線通信装置。

#### 【請求項5】

前記第1の容量結合部材は、前記第1の導電部材によって構成され、

前記第2の容量結合部材は、前記第2の導電部材と電気的に導通するよう前記第2の筐体に配置される、

ことを特徴とする請求項2乃至4のいずれか1項に記載の無線通信装置。

#### 【請求項6】

前記第1の導電部材および前記第2の導電部材は、前記第1の筐体と前記第2の筐体とが閉状態のときに、互いに対向するように配置される、

ことを特徴とする請求項2乃至5のいずれか1項に記載の無線通信装置。

#### 【請求項7】

前記無線通信装置は、折り畳み式の移動体通信端末である、

ことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の無線通信装置。

#### 【請求項8】

前記第1の容量結合部材及び前記第2の容量結合部材のうち少なくとも一方は、それぞれ前記第1の筐体及び前記第2の筐体を補強する補強用の板によって構成される、

ことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の無線通信装置。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

前記無線通信装置は、折り畳み式の移動体通信端末であることが望ましい。

また、上記無線通信装置において、

前記第1の容量結合部材及び前記第2の容量結合部材のうち少なくとも一方は、それぞれ前記第1の筐体及び前記第2の筐体を補強する補強用の板によって構成されていてよい。